



# 島根県報

令和4年3月31日（木）

号外第42号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	3
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(   "   )	5
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(   "   )	6

### 【訓令】

島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	8
島根県公文書管理規程の一部改正	(   "   )	9

## 公布された条例等のあらまし

### ◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第51号）

#### 1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

##### ア 道路法に基づく次の権限

(ア) 防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合に道路標識を設置すること。

(イ) 防災拠点自動車駐車場に係る災害応急対策施設管理協定を締結すること。

##### イ 医療法に基づく次の権限

(ア) 医業等に関して違反広告をした者に対し、必要な報告を命じ、又はその事務所に立入検査を行うこと。

(イ) 医業等に関して違反広告をした者に対し、当該広告を中止し、又はその内容の是正を命ずること。

(ウ) 病院等に対し、必要な報告を命じ、又は立入検査を行うこと。

(エ) 病院等に対し、帳簿書類等の物件の提出を命じ、又は立入検査を行うこと。

(オ) 医療法人に対し、業務等の報告を求め、又は立入検査を行うこと。

##### ウ 臨床検査技師等に関する法律に基づく次の権限

衛生検査所に対し、必要な報告を命じ、又は立入検査を行うこと。

##### エ 歯科技工士法に基づく次の権限

歯科技工所に対し、必要な報告を命じ、又は立入検査を行うこと。

##### オ 大気汚染防止法に基づく次の権限

解体等工事に係る調査結果の報告を受理すること。

(2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第52号）

#### 1 規則の概要

(1) 地域医療対策監の設置に伴う所要の改正（第2条・第15条・別表第1・別表第2関係）

(2) 次に掲げる事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）

ア 社会福祉法の規定により、社会福祉連携推進法人に対して、必要な措置をとるべき旨を勧告すること、勧告に従わない場合に公表すること、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること、業務の停止を命ずること、役員の解職を勧告すること及び当該法人の認定を取り消すこと。

イ 道路法の規定により、沿道区域を届出対象区域として指定すること、防災拠点自動車駐車場の指定に関する国土交通大臣からの協議を受け、同意すること及び防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又はその利用を制限すること。

(3) 次に掲げる事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。（別表第5関係）

ア 島根県観光総合支援事業の補助金の交付を決定すること。

イ 遊漁船業の適性化に関する法律の規定により、遊漁船業者に対し、業務改善を命ずること並びに報告及び立入検査をすること。

(4) その他法令改正及び事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

#### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第53号）

## 1 規則の概要

(1) 令和4年度組織改正を次のように行うこととした。

## ア 本庁

部	課等	改正の概要
総務部	情報システム推進課	設置
地域振興部	地域政策課	「デジタル戦略室」を設置
	情報政策課	廃止
農林水産部	森林整備課	「森林基盤整備・防災対策室」を設置

## イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
農林水産部	畜産技術センター	総務企画部を設置 生産技術部及び育種改良部を統合し、育種改良・研究部を設置

(2) その他所要の改正

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## 規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第51号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部22の項第14号中「第44条の2第1項」を「第44条の3第1項」に改め、同項第15号中「第44条の2第2項」を「第44条の3第2項」に改め、同項第16号中「第44条の2第3項」を「第44条の3第3項」に改め、同項第17号中「第44条の2第4項」を「第44条の3第4項」に改め、同項第18号中「第44条の2第5項」を「第44条の3第5項」に改め、同項中第36号を第38号とし、第24号から第35号までを2号ずつ繰り下げ、同項第23号の次に次の2号を加える。

(24) 第48条の29の4の規定により、防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合に道路標識を設置すること。

(25) 第48条の29の5の規定により、災害応急対策施設管理協定を締結すること。

別表保健所の部1の項中第8号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 第63条第1項の規定による医療法人への報告の命令又は立入検査

別表保健所の部1の項中第7号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 第25条第1項の規定による病院等への報告の命令又は立入検査

(11) 第25条第2項の規定による病院等への物件の提出の命令又は立入検査

別表保健所の部1の項中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 第6条の8第1項の規定による違反広告をした者への報告の命令又はその事務所への立入検査

(2) 第6条の8第2項の規定による違反広告をした者への広告の中止の命令又は広告内容の是正の命令

別表保健所の部中68の項を70の項とし、60の項から67の項までを2項ずつ繰り下げ、同部59の項中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 第18条の15第6項の規定による解体等工事に係る調査結果の報告の受理

別表保健所の部中59の項を61の項とし、14の項から58の項までを2項ずつ繰り下げ、13の2の項を15の項とし、13の項を14の項とし、6の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、同部5の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第27条第1項の規定による歯科技工所への報告の命令又は立入検査

別表保健所の部中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次の1項を加える。

4 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）	(1) 第20条の5第1項の規定による衛生検査所への報告の命令又は立入検査
------------------------------	---------------------------------------

別表児童相談所の部1の項第24号中「児童を」を削り、「又は」の次に「これらの」を加え、同項第37号中「ときに、」の次に「本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は」を加え、同項中第38号を削り、第39号を第38号とし、第40号を第39号とし、同部2の項第1号中「による」を「により、」に、「の認定」を「が必要と認めること。」に改め、同項第2号中「による」を「により、」に、「の指定」を「を指定すること。」に改め、同項第3号中「による」を「により、」に、「の通知」を「に通知すること。」に改め、同部3の項第3号中「児童自立生活援助」の次に「の実施」を加え、同部4の項第1号中「による」を「により、」に、「の決定」を「を決定すること。」に改め、同部5の項第1号中「による」を「により、」に、「への出頭要求」を「に出頭を求め、」に、「への調査等の命令」を「に調査等をさせること。」に改め、同項第2号中「による」を「により、」に、「への立入調査等の命令」を「に立入調査等をさせること。」に改め、同項第3号中「による」を「により、」に、「への再出頭要求」を「に再出頭を求め、」に、「への再調査等の命令」を「に再調査等をさせること。」に改め、同項第4号中「による」を「により、」に、「への臨検等又は調査等の命令」を「に臨検等又は調査等をさせること。」に改め、同項第5号中「による」を「により、」に、「への勧告」を「に勧告すること。」に改め、同項第6号中「による」を「により、」に、「保護の実施」を「保護を行い、」に、「その委託」を「それを委託し、」に、「措置の実施」を「措置を講ずること。」に改め、同項第7号中「による」を「により、」に、「の意見の聴取」を「意見を聴取すること。」に改め、同項第8号中「による」を「により、」に、「への必要な助言」を「に必要な助言をすること。」に改める。

別表産業技術センターの部4の項第19号中「第20条第3項」を「第20条第3号」に改める。

別表県土整備事務所の部3の項第14号中「第44条の2第1項」を「第44条の3第1項」に、「により」を「により、」に改め、同項第15号中「第44条の2第2項」を「第44条の3第2項」に、「により」を「により、」に改め、同項第16号中「第44条の2第3項」を「第44条の3第3項」に、「により」を「により、」に改め、同項第17号中「第44条の2第4項」を「第44条の3第4項」に、「により」を「により、」に改め、同項第18号中「第44条の2第5項」を「第44条の3第5項」に、「により」を「により、」に改め、同項第20号中「により」を「により、」に改め、同項中第36号を第38号とし、第31号から第35号までを2号ずつ繰り下げ、同項第30号中「により」を「により、」に改め、同号を同項第32号とし、同項第29号中「により」を「により、」に改め、同号を同項第31号とし、同項第28号中「により」を「により、」に改め、同号を同項第30号とし、同項第27号中「により」を「により、」に改め、同号を同項第29号とし、同項第26号中「により」を「により、」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第25号を第27号とし、同項第24号中「により」を「により、」に改め、同号を同項第26号とし、同項第23号の次に次の2号を加える。

(24) 第48条の29の4の規定により、防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合に道路標識を設置すること。

(25) 第48条の29の5の規定により、災害応急対策施設管理協定を締結すること。

別表宍道湖流域下水道事務所の部10の項中「第25条の18」を「第25条の30」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第52号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 地域医療対策監 組織規則第16条第3項に規定する地域医療対策監をいう。

第15条第1項の表部長の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 当該事務を掌理する地域医療対策監

別表第1第13号局長等専決事項の欄の(1)から(3)までの規定中「医療統括監」を「医療統括監、地域医療対策監」に改める。

別表第2総務部の表人事課の項第8号部長専決事項の欄の(2)中「医療統括監」を「医療統括監、地域医療対策監」に改める。

別表第2健康福祉部の表地域福祉課の項第1号部長専決事項の欄に次のように加える。

(11) 法第144条において準用する法第56条第4項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

(12) 法第144条において準用する法第56条第5項の規定により、社会福祉連携推進法人が同条第4項の勧告に従わなかった旨を公表すること。

(13) 法第144条において準用する法第56条第6項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。

(14) 法第144条において準用する法第56条第7項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。

(15) 法第145条第1項の規定により、社会福祉連携推進法人の認定を取り消すこと。

別表第2農林水産部の表水産課の項第4号部長専決事項の欄の(1)中「こと」の次に「（法第19条第1項の規定による遊漁船業者の登録取消又はその事業の停止命令に伴うものに限る。）」を加える。

別表第2土木部の表道路維持課の項第1号部長専決事項の欄中(19)を(22)とし、(16)から(18)までを(19)から(21)までとし、同欄(15)の次に次のように加える。

(16) 法第44条の2第1項の規定により、沿道区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定すること。

(17) 法第48条の29の2第2項の規定により、防災拠点自動車駐車場の指定に関する国土交通大臣からの協議を受け、同意すること。

(18) 法第48条の29の3の規定により、防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又はその利用を制限すること。

別表第2土木部の表河川課の項第3号部長専決事項の欄の(2)中「第7条第5項」を「第7条第6項」に改め、同欄の(6)中「第14条第1項（同条第4項）」を「第14条第2項（同条第5項）」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同表下水道推進課の項第1号部長専決事項の欄の(2)中「第25条の11」を「第25条の23」に改め、同欄の(3)中「第25条の15」を「第25条の27」に改め、同欄の(4)中「第25条の18」を「第25条の30」に改め、同表建築住宅課の項第1号部長専決事項の欄の(3)中「第9条」を「第12条」に改める。

別表第5支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「しまね観光誘客推進事業」の次に「、島

根県観光総合支援事業」を加え、「商業・サービス業感染症対応支援事業」を削り、同表支庁及び農林水産振興センターの項第20号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「地域自立戦略造林事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、森林づくり交付金事業（県内全域を事業区域とする補助事業者で知事が定めるものを除く。）」を削り、「景観重要松林保全事業及び景観回復緊急対策事業」を「及び景観重要松林保全事業」に改め、同項第24号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「（法第57条第7項の規定により知事が許可をすることができる船舶等の数が定められた漁業を除く。）」及び「（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業及びいか巣びき網漁業）及び手繰第二種漁業のうちえびびき網漁業を除く。）」を削り、同項第25号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「同条第3号及び第14号に掲げる漁業のうち、ずわいがに、ばい又はえびをとることを目的とするものを除く」を「同条第1項第10号に掲げる漁業の許可にあっては、県内に住所又は主たる事務所を有する者に許可する場合に限る」に改め、同項第28号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

(6) 法第18条の規定により、遊漁船業者に対し、業務改善命令をすること（法第19条第1項の規定による遊漁船業者の登録取消又はその事業の停止命令に伴うものを除く。）。

(7) 法第24条第1項の規定により、報告又は立入検査をさせること。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸山達也

#### 島根県規則第53号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「この項、第14条及び第15条」を「この節」に改め、同項の表総務部の項中「営繕課」の次に「情報システム推進課」を加え、同表地域振興部の項中「情報政策課」を削り、同条第5項の表原子力安全対策課の項の次に次のように加える。

地域政策課	デジタル戦略室
-------	---------

第12条第5項の表林業課の項の次に次のように加える。

森林整備課	森林基盤整備・防災対策室
-------	--------------

第14条第1項の表政策企画局の部政策企画監室の項に次の1号を加える。

(10) 島根を創る人づくりに関すること。

第14条第1項の表総務部の部営繕課の項の次に次のように加える。

情報システム推進課

- (1) 行政情報化の推進に関すること。
- (2) 業務システムの改善に関すること。
- (3) 電子自治体の推進に関すること。
- (4) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (5) 情報通信システムの全体最適化に関すること。
- (6) 情報通信システムの整備及び管理運営に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 情報通信ネットワークの整備及び管理運営に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第14条第1項の表地域振興部の部地域政策課の項に次の4号を加える。

(6) デジタル化の推進に関すること（デジタル戦略室）。

- (7) 情報通信技術の利活用の促進に関すること（デジタル戦略室）。
- (8) 携帯電話不感地域対策に関すること（デジタル戦略室）。
- (9) 市町村の情報化施策の支援に関すること（デジタル戦略室）。

第14条第1項の表地域振興部の部情報政策課の項を削り、同表環境生活部の部スポーツ振興課の項第6号中「公益財団法人島根県体育協会」を「公益財団法人島根県スポーツ協会」に改め、同表健康福祉部の部地域福祉課の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次のように加える。

- (2) 社会福祉連携推進法人に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部林業課の項第11号中「農業、畜産及び林業の」を「農林技術部の所掌に属する」に改め、同項第29号を削り、同部森林整備課の項第13号中「こと」を「こと（森林基盤整備・防災対策室）」に改め、同項第14号中「限る。）」を「限る。）（森林基盤整備・防災対策室）」に改め、同項第15号及び第16号中「こと」を「こと（森林基盤整備・防災対策室）」に改める。

第16条第3項の表部又は局の項中

技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。	を
医療統括監		

技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。	に改める。
医療統括監		
地域医療対策監		

第22条第4項の表東部県民センター出雲事務所の項中「建築課」の次に「施設管理課」を加える。

第40条第2項の表中央児童相談所の項中「相談支援課」を「相談支援第一課、相談支援第二課」に改め、「初期対応支援スタッフ」を削る。

第46条第2項の表東部農林水産振興センターの部総務企画部の項及び西部農林水産振興センターの部総務企画部の項中「総合振興スタッフ」を削る。

第47条第3項の表栽培研究部の項中「作物科」を「業務推進スタッフ、作物科」に改める。

第51条第1項中「技術上」を「技術」に、「指導及び普及指導活動」を「研修及び普及指導」に改め、同条第2項ただし書中「育種改良部」を「育種改良・研究部」に改め、同条第3項の表を次のように改める。

部	課、科又は担当
総務企画部	総務担当、畜産技術普及課、企画調整スタッフ、酪農・担い手支援科
育種改良・研究部	肉用牛科、繁殖技術科、しまね和牛改良科

第51条第4項の表畜産技術普及課の項中「畜産技術普及課」を「総務企画部」に改め、同項に次の3号を加える。

- (3) 酪農担い手の養成、畜産技術職員の技術研修、学生の実習受入等に関すること。
- (4) 乳用牛及び飼料作物の試験研究に関すること。
- (5) 飼料の検査及び分析に関すること。

第51条第4項の表生産技術部の項中「生産技術部」を「育種改良・研究部」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) しまね和牛の育種改良に係る試験研究に関すること。
- (4) 和牛精液の採取処理、保管及び利用促進に関すること。

第51条第4項の表育種改良・研究部の項第5号及び第6号を削り、同項中第7号を第5号とし、同表育種改良部の項を削る。

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部農林工務部の項中「ほ場整備第二課」の次に「ほ場整備第三課」を加え、同部土木工務部の項の次に次のように加える。

	松江北道路建設スタッフ
--	-------------

第64条第2項の表雲南県土整備事務所の部農林工務部の項中「治山・林道課」を「治山・林道第一課、治山・林道第二課」に改め、同部土木工務部の項中「土木工務第三課、災害工務課」を「災害工務第一課、災害工務第二課」に改め、同条第4項の表県央県土整備事務所大田事業所の項中「業務課」を「総務スタッフ、用地課」に改め、同条第7項の表土木工務部の項の次に次のように加える。

松江北道路建設スタッフ

松江北道路建設事業に係る事業調整に関すること。

第71条第1項の表法律によるものの部中

「

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） 第24条第3項の規定による就業制限の通知、患者の入院の勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審議に関する事務
---

を

」

「

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） 第24条第3項の規定による就業制限の通知、患者の入院の勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審議に関する事務	感染症対策室
---	--------

に改める。

」

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓

令

島根県訓令第3号

本 庁  
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1 地方機関の長印の項中

「

島 根 県 畜 産			
-----------	--	--	--

技 術 セ ン タ ー 所 長 印	20ミリメートル 平方	畜産技術センター育種改良部長		を
育 種 改 良 部				

島 根 県 畜 産 技 術 セ ン タ ー 所 長 印	20ミリメートル 平方	畜産技術センター育種改良・研究部 しまね和牛改良科長		に改める。
しまね和牛改良科				

別表第3に次の1号を加える。

41 ふるさと島根寄附条例（平成20年条例第1号）に基づく寄附金が所得税法（昭和40年法律第33号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく寄附金に該当することを証する寄附金受領証明書様式第4号中「あ て 先」を「宛 先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 総合文書管理システムにより公印使用の審査をした場合は、この使用簿への記入を要しない。
- 2 1の審査によらない場合で、審査した文書が文書番号（総合文書管理システムにより採番した整理番号をいう。）を付されたものであるときは、件名及び宛先の記入を省略することができる。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**島根県訓令第4号**

本 庁  
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第2の1の表総務部の部宮繕課の項の次に次のように加える。

情報システム推進課	情
-----------	---

別表第2の1の表地域振興部の部情報政策課の項を削る。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。